

令和6年第3回定例会 一般会計予算決算常任委員会 市民厚生分科会審査記録（1日目）

- 1 日 時 令和6年9月13日（金） 午前10時15分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第82号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第7号）
議第88号 令和5年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員（7名）

1 番	渡 辺 昌 君	2 番	長谷川 孝 君
3 番	川 村 敏 晴 君	4 番	大 滝 国 吉 君
5 番	山 田 勉 君	6 番	上 村 正 朗 君
7 番	鈴 木 一 之 君		
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者
議 長 三 田 敏 秋 君
- 7 分科会委員外議員

一般会計予算決算常任委員会	委員長	大 滝 国 吉 君
一般会計予算決算常任委員会	副委員長	高 田 晃 君
- 8 説明のため出席した者

副 市 長	大 滝 敏 文 君
政 策 監	須 賀 光 利 君
税 務 課 長	永 田 満 君
同課収納対策室長	石 田 百合子 君
同課収納対策室副参事	本 間 大 輔 君
同 課 市 民 税 室 長	小 野 由 香 君
同課市民税室副参事	鈴 木 孝 志 君
同 課 資 産 税 室 長	小 林 精 司 君
同課資産税室係長	南 雲 なほみ 君
市 民 課 長	小 川 一 幸 君
同課生活人権室長	前 川 龍 也 君
同課生活人権室副参事	本 間 武 志 君
同課自治振興室長	石 田 浩 二 君
同課自治振興室主査	小 池 祐 一 君
同課市民年金室長	鈴 木 恵 美 君
環 境 課 長	阿 部 正 昭 君
同 課 参 事	大 滝 誓 生 君
同課生活環境室長	宮 村 勉 君
同課環境政策室長	本 間 陽 子 君
- 9 議会事務局職員

局 長	内 山 治 夫
書 記	山 田 ひろみ

（午前10時15分）

分科会長（鈴木一之君）開会を宣する。

○本分科会の審査については、分科会審査日程概要どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日 程 第 1	議第82号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第7号）についてのうち市民厚生分科会所管分についての税務課、市民課及び環境課所管分を議題とし、担当課長（税務課長 永田 満君、市民課長 小川一幸君、環境課長 阿部正昭君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。
---------	---

歳入

第15款 国庫支出金

（説 明）

市民 課長 それでは、10ページ、11ページを御覧ください。15款2項1目1節総務管理費補助金の説明欄1、空き家対策総合支援事業補助金は、国の空き家対策基本事業を活用し、市が予定している特定空家3件、6棟分の除却費に対しての補助金であります。補助率は2分の1であります。

第16款 県支出金

（説 明）

市民 課長 続きまして、16款2項1目1節総務管理費補助金の説明欄1、自転車乗車用ヘルメット購入促進市町村補助金は、村上市自転車用ヘルメット購入助成金交付事業に係る助成金に対する県からの補助金で、補助率は市補助の2分の1であります。以上でございます。

歳入

第15款 国庫支出金

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

第16款 県支出金

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

歳出

第2款 総務費

（説 明）

市民 課長 それでは、14ページ、15ページを御覧ください。2款1項9目交通安全対策費の説明欄1、交通安全対策一般経費でございます。これは、自転車利用者の安全確保を図るため、自転車用ヘルメット購入に係る購入費の一部を助成するものであります。補助額は、1人1回で、購入価格の2分の1で、上限が2,000円となっております。続きまして、2款1項11目防犯対策費の説明欄1、こちらのほうの空き家等管理不

全防止対策経費のうち工事請負費は、昨年度、特定空家に認定した所有者不在物件及び相続財産管理人が管理する物件について、当事者では対応できない物件3件6棟について市が除却を行うもので、国の補助申請を行い、これに対して4月に内定をいただいていたものです。この3件6棟の除却について、今回この定例会で予算要求させていただいたものであります。また、空家等解体費補助金については、今年3月に策定しました第2期村上市空家等対策計画に基づき、空き家の発生抑制のため空き家所有者や相続人に自主的に解体に着手していただくよう、空き家の解体費を補助するものであります。補助額は解体工事費用の3分の1で、上限20万円として計上させていただいております。以上でございます。

税務 課長 同じページの一番下になります。2款2項徴税費、2目賦課徴収費、22節償還金、利子及び割引料の説明欄1、賦課徴収経費の過誤納還付金500万円につきましては、法人市民税の予定納税の精算による還付や所得の更正等による還付金について予算に不足が生じるため、補正をお願いするものであります。以上、よろしく願いいたします。

歳出

第2款 総務費

(質 疑)

長谷川 孝 自転車のヘルメットの件なのですが、新潟県はヘルメットを使っているのを非常に悪いとかって、8%だか何かというふうに言われているのですが、今村上市の普及率というか、それと、それからこれ2,000円でこれだけの予算使えば何%ぐらいになるのかちょっと教えてください。

市民 課長 それではまず、1点目、村上市のヘルメット着用率なのですが、これは今年6月に村上駅前、そして坂町駅前で調査したところなのですが、7時から8時の1時間、両方とも1日調査させていただきました。その中でヘルメットをかぶっていた方の割合は2.4%（ 部分は10頁に発言訂正あり）でございました。あと2点目なのですが、今回うちのほうで予算編成させてもらった154万円については、770人分を予定させていただきました。パーセンテージについては、ちょっとお待ちいただけますか。すみません、770人で何%というのは今ちょっと出ないのですが、今回、今年度この補正と来年度の新規予算を予定しまして、村上市で23.5%になるような目標設定をさせていただきました。その計算によると、約2,300人の方にヘルメットをかぶっていただければ、その数字が達成できるのではないかと。その2,300人のうち、今年残り半年ですし、あと来年1年ということなので、3分の1を今回計上させていただいております。

長谷川 孝 計画ですから、2,300人になるにはそれなりのPRとか、いろいろやらなければ駄目だと思うのですが、それはどういうふうな形で実現させるつもりなのでしょう。

市民 課長 従来どおり市報、そして市のホームページもそうですが、小学校、保育園、そして高校関係についてもPRをさせていただきたいと思っています。特に小学校関係については、学校で保護者連絡ツールというのを今導入していますので、そちらのほうを活用させていただければと考えています。同じく保育園についても、同じように考えております。

渡辺 昌 その下の空き家の防止対策経費なのですが、解体する、工事する地区、集落

名、教えてもらえればと思いますが。

市民 課長 3件のうち2件については、朝日地区の関口になります。そして、もう一件については、神林地区宿田になります。

渡辺 昌 この空き家解体に至る経緯といますか、そのほとんどは集落区長さんのほうからの要望というような形で上がったものに対応されているのでしょうか。

市民 課長 すみません。この3件について、最初どのような経緯でこちらのほうに上がってきたかはちょっと私のほうで今把握してはいないのですが、主にこちらのほうに来るのが区長さん、もしくは近隣の住民の方からの要請というふうな形で、それを基にしてこちらのほうで所有者確認等をさせていただいて進めております。

渡辺 昌 最初の説明にあったように、どうしてもその空き家の所有者、責任者が、昨年度もそうだったと思うのですけれども、そういうものに対する対応だと思うのですけれども、なかなか似たような状況でも、やっぱり所有者がいるともう全然手つけられなくなっている空き家って結構あるのです。特に私たちのほうは雪多いので、それに対する対応、区長さんのほうからも、どうにかならないのかねということはよく言われるのですけれども、今までの経緯見れば、所有者がいれば、行政として手つけられないというのは分かるのですけれども、何らかの形でもうちょっと本当に景観的にも物すごい空き家って、壊れているのは結構あるのですけれども、それに対して何らかの対策というのはできないものなののでしょうか。

市民 課長 やはり所有者がいるということで、一般の、今回上げさせてもらった所有者不在のものとはちょっと違ってくるのですが、ただ今回空家計画も立てましたし、今後空き家の基準等のほうで調査も進めてまいりますので、段階的にそちらのほうについては指導、勧告等も含めて進めさせていただくと考えております。

渡辺 昌 空き家の状態、周りから迷惑となっているような空き家ありますけれども、その管理、きちんとやってくださいというのは所有者に対してどのような形で連絡というか、本人、所有者への連絡ってどういうふうにされていますか、教えてください。

市民 課長 まずは文書での連絡、こちらのほうに苦情があった場合にその状況等を文書で本人に伝えております。その後何回か催促、もしくは連絡先が分かれば電話というのものもあるのですが、なかなか電話連絡先が分からないと、まず文書での対応になるかと思えます。

渡辺 昌 その文書を出すことによって、何らかの反応というか、相談なりというのはあるものなののでしょうか。

市民 課長 やはり文書を出した中で、急にこの文書が来たということで、確認の、こちらで連絡をいただくような形になっています。こちらのほうに文書面には一報くださいということも添えてありますので、その連絡先がうちのほうになっております。

大滝 国吉 課長、今持ち主が分からない、不在だということでしたが、そのときの固定資産税みたいなのは未納になっているのですか。

税務 課長 全部の空き家が未納ということではないと思いますけれども、納税義務者が分かるものについては当然納税通知書を発送していますので、納めていただいている方もありますし、所有者がはっきりしない方については納税通知書が送れないということもありますので、そういった方については、未納になっている部分もあるかと思えます。

大滝 国吉 今の3件は未納になっているということだね。後で、では教えてください。それと、この解体単価ですが、6棟と言いましたけれども……

（「3棟」と呼ぶ者あり）

- 大滝 国吉 いや、3件分で6棟って言ったよね。やっぱり1棟1棟単価は違うものですか、この解体の単価。
- 市民 課長 建物、今回6棟といった中には住宅もありますし、そして作業場とか倉庫というのもありますので、やはりそれによって違うような形になります。
- 大滝 国吉 住宅だと平米どのくらいで解体になるのですか。
- 市民 課長 ちょっとすみません。
- 大滝 国吉 分からなければ後でもいいです。
- 市民 課長 すみません。後ほどでさせていただいてよろしいですか。
- 渡辺 昌 所有者の分からない空き家を解体した場合に、その後の維持管理というのか、今の時期解体して更地にしてしまうと、もう1か月ぐらいで草ぼうぼうで、すごい状況になるのですけれども、そういう解体した後の土地はどういうふうに管理、市がすることになるのでしょうか、教えてください。
- 市民 課長 解体した後の空き地の管理については、特に市がしなければならないということではないのですが、ただそちらのほうについては、ちょっと今までどうしていたか確認させていただいてよろしいですか。すみません。
- 鈴木分科会長 一応予算等々で出してありますので、その背景の中でいろいろ数字も出てしかるべきかと思うのですが、その辺りよろしく願いいたします。
- 川村 敏晴 また空き家の件なのですが、この解体工事を発注する立場は市のほうでだと思えるのですが、この辺は入札によって業者を選定で一括なのか、個々に3件それぞれの発注になるのか教えてください。
- 市民 課長 それぞれで発注になります。
- 川村 敏晴 もう一点、上の自転車のヘルメットの件なのですが、先ほど保育園、小学生、高校生も対象にということで普及させたいというお話も出ていましたけれども、幼児、小学生になると、年齢に応じてヘルメットのサイズも1年なのか、2年なのか、ちょっと個人差もあるのでしょうか、2回、3回変わっていくだろうと思うのですが、そのときに1人1回分の補助金しか出ないというふうなことを考えれば、市のほうで子供用のヘルメット等をリサイクルして、管理して、無料で貸し出すとか、そういうような制度もつくっておくと利用者にしてみれば負担感もかなり軽減されるし、着用率も伸びるのではないかななんて感じたのですが、そのような制度づくりは検討する余地はないのでしょうか。
- 市民 課長 今回この補助制度ということで、その後のことまでちょっと考えておりませんでしたので、今委員のおっしゃったこと、こちらのほうでも検討させていただきたいと思います。
- 上村 正朗 それでは、空き家等解体費補助金についてお聞かせ願いたいと思います。上限が20万円で200万円ですから、10件ということなのかなと思いますけれども、これさっきも話ありましたけれども、1件で何棟も建物がある場合もあると思うのですが、1棟当たりなののでしょうか、それとも1件当たりなののでしょうか。
- 市民 課長 こちらのほうは1件当たりということで、例えば敷地内に2棟、3棟の建物があったとしても、1件当たりと考えております。
- 上村 正朗 それでは、半年で取りあえず10件という見込みだと思うのですが、先ほどの空き家の計画も含めて計画期間内に何棟この制度を使って解体していく予定なののでしょうか。目標値をお聞かせください。

- 市民 課長 まず、今年は年度途中でということで10件でしたが、来年度以降は年20件を目標にしておまして、こちらのほうの第2期の空き家等対策計画のほう、令和10年度までになっておりますので、そこまでまずもう一度検証はしたいと考えております。
- 上村 正朗 暗算ができなくて、ちょっとあれなのですけれども、そうすると計画期間中に50とか60かなと思うのですけれども、70ぐらいかもしれませんけれども、先ほどの委員の質疑の中で、対象になる空き家が1,900ぐらい、相当ある中で少しずつやっていくという必要があると思うのですけれども、どの空き家を対象にしていくかみたいな、それとも全くの手挙げ方式で、手を挙げていただくように周知して、来たところから解体していくというのか、それとも既に見ていてこれはどうも特定空き家になりそうだなみたいな、そういう優先順位をつけて市のほうから積極的にアプローチしていくとか、そういう例えば10棟なり何十棟なりの目標を達成していく上で、どういうやり方をしていくのかみたいなことはございますでしょうか。
- 市民 課長 今回のこちらのほうの除却の件につきましては、本人からの申出、自分であるということなので、まずは申請いただくような形で、特にちょっとこちらのほうでも決まっているのは10件というふうな棟数が決まっていますので、一気に埋まるようなことも考えられるために、今年度は一定期間申請期間を設けて、もしそれを超えるようであれば、抽せんというような、そういう形も取りたいなと考えております。
- 上村 正朗 そうすると、結局住宅の解体に幾らぐらいかかるかという、さっきからの質問にもどのくらいかかるか分からないという話で、20万円で果たして、何百万円もかかるのがそんなに手いっぱい挙げてくるのかなという気もするのですけれども、挙がってくればいいのですけれども、挙がってこない場合、優先順位、こちらから何かアプローチしていくみたいなことは考えていないですか。全く今年度10、それから来年度20棟というのはPRすれば埋まるというふうに考えているのでしょうか。
- 市民 課長 ほかの市町村の例、市の例になるのですが、先に解体補助始めた事業なのですが、やはり申込者が多かったというふうに聞いております。そういう想定も兼ね合わせまして、本当に公費を入れていいのかという議論もこちらはあったのですが、まず御自身で空き家を解体するというのを後押しするという面でありますので、担当課としては、この10件は埋まるものだと考えております。
- 鈴木分科会長 市民課長、分かりましたか。
- 市民 課長 先ほどの空き家の解体費用単価の関係なのですが、すみません、住宅とその他というふうにちょっと分けられはしなかったのですが、今回解体する6棟、こちらのほうについてなのですが、平均平米単価3万5,000円になっております。
- 鈴木分科会長 私ちょっと一言だけですが、お願いいたします。ヘルメット着用の着用率のあれでございまして、今度秋の交通安全、21日から始まりますし、項目としても重点項目の一つだということで、交通安全の中で徹底していただきながら、ヘルメット着用を広報等々を通じながら、皆さん、周知徹底していただければと思っておりますし、その点を含めて広報活動もろもろよろしくお願いいたします。
- 市民 課長 交通安全のほうについては、例年どおり交通安全運動、こちらのほうもさせていただきます。PRのほうについても、先ほど申しましたように、皆さんに周知できるようにそちらのほうを手だてしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

会所管分についての税務課、市民課及び環境課所管分を議題とし、担当課長（税務課長 永田 満君、市民課長 小川一幸君、環境課長 阿部正昭君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第1款 市税

（説明）

税務 課長

それでは、令和5年度歳入歳出決算書の11ページ、12ページをお開きいただきたいと思います。歳入の1款市税の収納状況について御説明いたします。市税全体の収入済額ですが、65億1,939万7,724円で、前年度比で2,274万5,259円の増となりました。一般会計の歳入総額が432億2,030万円でありますので、歳入における市税の占める割合は約15.1%となっております。それでは、収入済額につきまして、税目ごとに順次説明させていただきますが、決算書と併せまして先般お配りいたしました資料、A4横書きの令和5年度市税等の収納状況を基に説明したいと思いますので、資料のほうの御用意もお願いしたいと思います。資料の中の、今日は表の1、市民税から6の都市計画税までの市税について御報告をいたします。7から9の国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、それから介護保険料の決算状況につきましては、17日の常任委員会において所管課長から報告がありますので、よろしく願いいたします。最初に、1の市税につきましてであります、個人、法人ともコロナ禍の長期間による社会経済活動の停滞から徐々に回復傾向にあると見られ、税収のほうは若干増えております。前年度比で個人市民税では152万3,000円の増、法人市民税では749万3,000円の増となっております。次に、2の固定資産税であります、土地につきましては、地価の下落傾向が続いていることから減額となっております、家屋につきましては、新築、増築分の増、それから償却資産につきましても、新規取得分による増となっております、土地家屋償却資産を合わせた純固定資産税では前年度比で1,151万4,000円の増となっております。次に、軽自動車税につきましては、課税台数は前年度よりも減少しておりますが、旧税率の車両から税率の高い新税率の適用となる車両への切替えなどによりまして、前年度比で286万4,000円の増となっております。続きまして、4のたばこ税につきましては、売渡し数量の減少によりまして減額となっております。5の入湯税につきましては、前年度に比べまして946万8,000円の増と大幅な増額となっておりますが、これは入湯客の増加に加えまして、滞納繰越分としまして643万1,700円の納入があったことによるものであります。入湯客につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によりまして、最も大きく落ち込みました令和2年度、この年は22万円までダウンいたしました、そこからは年々増えてございます。令和5年度の入客数は、前年に比べまして5,400人ほど増ということで、少しずつではありますが、回復傾向にあります。日帰り客のほうは回復途上の状況ですが、宿泊客につきましては増加傾向となっております。最後に、6の都市計画税であります、こちらのほうは既に廃止しておりますが、滞納繰越分の収入が3,650円ございました。次に、不納欠損の額についてですが、決算書の12ページの上段になります。令和5年度の不納欠損額につきましては672万2,211円で、前年度に比べまして86万5,870円の減となりました。不納欠損につきましては、地方税法に規定されている滞納処分の執行停止及び時効による消

減等によるものであります。1 款の市税につきましては、説明は以上です。

第12款 交通安全対策特別交付金

(説 明)

市民 課長 それでは、続きまして17ページ、18ページを御覧ください。12款1項1目1節交通安全対策特別交付金の備考欄1、交通安全対策特別交付金は交通安全設備の設置などに要する経費に充当される交付金です。

第13款 分担金及び負担金

(説 明)

市民 課長 13款2項1目1節戸籍住民基本台帳費負担金の備考欄1、旅券交付事務費負担金は、関川村民のパスポート交付に伴う関川村からの負担金であります。同じく備考欄2、戸籍電子情報処理事務負担金は、戸籍システムを共同利用しております栗島浦村からの負担金でございます。

環境 課長 次のページを御覧ください。3目1節保健衛生費負担金の備考欄1、火葬場運営費負担金は、荒川火葬場、普照園の運営に係る関川村からの負担金です。2節清掃費負担金の備考欄1、ごみ処理場運営費負担金と備考欄2、し尿処理場運営費負担金は、各処理場の運営に係る関川村からの負担金です。

第14款 使用料及び手数料

(説 明)

市民 課長 続きまして、14款1項1目1節総務管理使用料の備考欄3、行政財産使用料は岩船、瀬波コミュニティセンターや源内塾などの敷地内にある電柱や郵便ポストの敷地使用料です。備考欄4、駐車場使用料は、坂町駅前市営有料駐車場の使用料でございます。備考欄5、地域コミュニティセンター使用料は、岩船、瀬波、上海府コミュニティセンターの施設及び冷暖房費の使用料でございます。

環境 課長 3目1節衛生使用料の備考欄1、行政財産使用料は、市有墓地、火葬場等の敷地内に建てられている電柱等の行政財産使用料です。

市民 課長 23ページ、24ページを御覧ください。14款2項1目1節総務管理手数料の備考欄1、地縁団体認可証明手数料は地縁団体の認可証明、印鑑証明発行に伴う手数料です。

税務 課長 その下の2節徴税手数料ですが、備考欄の1から3の内訳のとおり、それぞれの手数料となっております。

市民 課長 14款2項1目3節戸籍住民基本台帳手数料の備考欄の1から5につきましては、記載のとおり戸籍謄抄本、住民票の写し、印鑑登録及び印鑑登録証明書、臨時運行許可書、身分証明書や独身証明書などの身分その他証明書の交付手数料でございます。

環境 課長 3目1節衛生手数料の備考欄1から3は、犬の登録などに関する手数料です。2節清掃手数料の主なものとして備考欄3、ごみ処理手数料はごみ指定袋、ごみ処理券の販売代金です。備考欄5、し尿処理手数料は、し尿くみ取りに係る手数料です。備考欄7、廃棄物処理手数料は、ごみ処理場に持ち込まれた廃棄物や家電リサイクル品等の処理手数料です。備考欄8、浄化槽汚泥等処理手数料はし尿処理場に持ち込まれた浄化槽汚泥の処理手数料です。

第15款 国庫支出金

(説 明)

市民 課長 27ページ、28ページ、説明させていただきます。15款2項1目1節、備考欄の6、個人番号カード交付事務費補助金は、マイナンバーカード申請交付事務に係る補助金です。備考欄7、空き家対策総合支援事業補助金（繰越明許分）は、令和4年度に契約を締結し、除却した建物で、令和5年度に除却が完了したものの国からの補助金になります。

環境 課長 次のページを御覧ください。15款2項3目1節保健衛生費補助金の備考欄1、循環型社会形成推進交付金は、合併処理浄化槽設置に係る交付金です。2節環境衛生費補助金の備考欄1、災害等廃棄物処理事業費補助金、繰越明許分は、繰越しとなった災害廃棄物の収集運搬処分等に要した経費に対する補助金です。備考欄2、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金は、村上市地域脱炭素実現に向けた計画策定に係る補助金です。

市民 課長 31ページ、32ページを御覧ください。15款3項1目1節総務管理費委託金の備考欄1、自衛官募集事務委託金は、自衛官募集事務に係る委託金であります。同2節戸籍住民基本台帳費委託金の備考欄1、中長期在留者住居地届出等事務委託費は、外国人の居住地への届出や特別永住証明書の交付等に係る事務に係る委託金であります。15款3項2目1節社会福祉費委託金の備考欄1、国民年金事務費交付金は国民年金事務に係る委託金であります。同じく備考欄2、年金生活者支援給付金支給業務取扱交付金は、年金生活者支援給付金支給に係る委託金でございます。

第16款 県支出金

(説 明)

市民 課長 続けて、33ページ、34ページを御覧ください。16款2項1目1節、備考欄の5、移住・就業等支援事業補助金は、一定要件を満たして東京圏から移住した人に支援金を支給する事業に対する県の補助金です。備考欄6、県U・Iターン実現トータルサポート事業補助金は、県外から本市の移住を促進するため、移住希望者が行う現地視察に必要となる本市までの交通費を補助する事業への補助金でございます。続きまして、35ページ、36ページを御覧ください。上の備考欄7、地域少子化対策重点推進補助金と備考欄8の結婚新生活支援事業連携推進補助金は、結婚に伴う新生活を支援するための新婚生活の住宅の取得、リフォーム、賃貸または引っ越し費用に対する国と県のそれぞれの補助金でございます。

環境 課長 続きまして、39、40ページを御覧ください。6目1節都市計画費補助金の備考欄1、藪刈り払い等地域環境整備支援金は、熊の出没を抑制するため実施した藪刈り払いに係る補助金です。

税務 課長 同じページの一番下になります。3項1目1節徴税费委託金ですが、備考欄の1、個人県民税賦課徴収取扱事務委託金は、市が徴収しております市県民税のうち県民税の徴収分に係る県からの委託金で、金額はほぼ例年どおりとなっております。

市民 課長 次ページ、41ページ、42ページを御覧ください。16款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金の備考欄1、人口移動調査交付金は、人口移動調査に関する交付金であります。同じく備考欄2、こちらのほうは人口動態調査、こちらのほうの委託金でございます。続きまして、16款3項2目1節社会福祉費委託金の備考欄1、人権啓発活動地方委託事業委託金は人権啓発活動の実施に関する委託金でございます。

第21款 諸収入

(説 明)

- 税務 課長 それでは、47ページ、48ページをお開きください。21款諸収入、1項1目1節の延滞金ですが、これは市税に係る延滞金となります。税目ごとの内訳につきましては、備考欄の1から4のとおりとなっております。続きまして、次のページ、49ページ、50ページをお開きください。同じく21款諸収入、6項2目1節弁償金の備考欄1、弁償金1,800円は原付バイクまたは小型特殊自動車のナンバープレート紛失に係る弁償金であります。次のページ、51ページ、52ページを御覧ください。21款6項6目雑入の1節総務雑入ですが、備考欄の40の各種団体郵便料につきましては、電子申請に係る郵便料の実費分となっております。備考欄41、精通者意見価格調査料は例年どおりとなっております。備考欄の42、譲渡林分調査料は、国からの調査料であります。備考欄の43、過年度分の配当割・株式譲渡所得割戻入金につきましては、所得額等の更正によりまして市民税に変更が生じたことによる戻入金であります。
- 市民 課長 同じく備考欄44、交通災害共済事務取扱交付金は、交通災害共済取扱事務に係る交付金です。備考欄45、各種団体電気使用料は、瀬波コミュニティセンター内に事務所を設置している若者サポートステーションの電気代です。備考欄46、自動販売機手数料は瀬波コミュニティセンターに設置の自動販売機設置に伴う手数料でございます。続きまして、53ページ、54ページを御覧ください。備考欄47、村上市U・Iターン促進支援還付金は、U・Iターン支援金受給者が一身上の都合で転出したため、支援金を返還いただいているものでございます。備考欄48、コミュニティ助成自治総合センター交付金は、令和5年度に採択となった岩船中新町区、瀬波温泉1・2丁目区、山口区、海老江区、岩崩区、川端区、勝木・間瀬自主防災会の7自治体に対して自治総合センターからの交付金です。続きまして、備考欄49、コピー等使用料は岩船、瀬波、上海府、山辺里のコミュニティセンターのコピー代です。備考欄50、私用電話使用料は、コミュニティセンターでの私用電話に対する電話料になります。備考欄51、電子申請郵便料は、令和5年10月から始まりました村上市電子申請システムを利用して証明書等の交付を受ける場合の証明書を返送するための郵便料金を交付者からいただいております。備考欄52、建物解体費用負担金は、北中生活改善センターの解体費に係る費用のうちJ Aにいがた岩船農業協同組合分の負担金でございます。
- 環境 課長 3節衛生雑入の主なものとしまして、備考欄1、資源ごみ等売却収入は資源ごみとして収集したアルミ缶、紙類等の売却収入です。備考欄3、ごみ処理場有価物売却収入は、ごみ処理場に搬入された鉄くず等の売却収入です。以上となります。

分科会長（鈴木一之君）休憩を宣する。

（午前11時04分）

分科会長（鈴木一之君）再開を宣する。

（午前11時15分）

- 市民 課長 先ほどの質問の中で、解体後の土地の管理というふうな形で御質問、先ほど答えられませんでした申し訳ございませんでした。こちら今確認したところ、解体後の管理については、今のところ自治会のほう等に草刈り等をお願いしていたということで今

確認させていただきました。あと、もう一点訂正、大変申し訳ないのですが、先ほど私村上市でのヘルメットの利用率調査、坂町駅前、そして村上駅前でいったとき、2.4%とお答えしたのですが、すみません、これ私の勘違いです。3.0%の誤りということでした。微小ですが、2.4%は昨年の県の数字でした。大変申し訳ございません。おわびして訂正させていただきます。

税務 課長 先ほど空き家に対しまして、税金がかかっているか、かかっていないかというような御質問があったかと思いますが、一般的な空き家につきましては税金を納めているかどうかというところですが、それぞれやっぱり納めているところと納めていないところがあるかと思いますが、先ほどの補正でありました特定空家の納税状況につきましては、個別の納税状況ということになりますので、お答えのほうは差し控えさせていただこうと思いますので、よろしく願いいたします。

鈴木分科会長 了解お願いいたします。

歳入

第1款 市税

(質疑)

上村 正朗 2点ほど、不納欠損額、個人市民税の不納欠損額、180万円ぐらいありますけれども、中身、執行停止なのか、時効なのか、そこをちょっと教えていただきたいと思いますが。執行停止幾らか、時効幾ら、金額。

税務 課長 執行停止の分につきましては、85万9,000円ほどになっております。

上村 正朗 残りが時効ですか。

税務 課長 そうです。今回即時消滅というのはございませんでしたので。

上村 正朗 時効が100万円近くということですが、差し押さえたり、時効を止める措置はできなかったということでしょうか。

税務 課長 今回の不納欠損の額の多いものの上位につきましては、本人が死亡されて、その後も承継人がいないというような方がありますし、そのほかに生活困窮のため納められないということがほとんどであります。

上村 正朗 そうすると相続人が、承継する人がいなかったり、生活困窮で差押え等をして、時効を中断するような手段が取れなかったケースだったということでしょうか。

収納対策室副参事 御説明のほうを申し上げます。先ほどの時効になった100万円のうちおおよそ90万円相当につきましては、執行停止中に時効を迎えたものということでもあります。なので、実質本当に執行停止なしで時効を迎えたものにつきましては、おおよそ6万円相当となっております。

上村 正朗 了解しました。そういう面も含めて執行停止か時効かという聞き方したのですが、聞き方悪くて申し訳なかったです。同じように固定資産税の関係も、執行停止で時効なのか、それとも、即時消滅もあるかもしれませんけれども、そういった時効のそれぞれの金額がもし分かれば、ざっくりでいいですから教えてください。

税務 課長 固定資産税につきましては、単純時効というか、5年で単純時効になりましたのが約20万円ほどあります。それ以外の368万円が執行停止後の3年間の不納欠損でありますし、60万円強が執行停止、3年よりも早く消滅が来たというものになります。

上村 正朗 固定資産だから、資産があるのだらうなと思うのですが、差し押さえ競売かけたりするような資産はなかったという、やった残りなのかもしれませんけれども、その辺はいかがでしょう。

収納対策室副参事 滞納の中で、確かに固定資産をお持ちの方とかいらっしゃるのですけれども、その辺実際に公売をした上で、売却の見込みがあるような資産価値が高いようなものに関しては差押え等を行って、公売というものを行っているところではございますけれども、今回の件につきましては、売却の見込みがない山林でありますとか、そういったところがちょっと多くて、実際差押えまでにはいつていない状況でございます。以上です。

上村 正朗 了解しました。

第12款 交通安全対策特別交付金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第13款 分担金及び負担金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第14款 使用料及び手数料

(質 疑)

上村 正朗 1つ、20ページの総務使用料の4番駐車場使用料については、坂町駅前の有料駐車場という話でしたけれども、私よく国道を通って、平林駅の駐車場のところに結構毎日、十何台、20台近く駐車しているのを見ているのですけれども、あの辺というのは駐車料金を取るような検討というのはない、取れないようなところなのですか。

市民 課長 市営の駐車場で料金のほうを有料にしているところが今坂町駅前の駐車場のみになっております。今おっしゃられた平林のところについては、特に使用料の徴収等はしていません。

上村 正朗 していないのは分かっているから、質問しているのです。取れないのですかって。取る、取らない、そういう検討はしないのですか。15台から20台、毎日恐らく通勤・通学で使われている方いらっしゃると思うのですけれども、市有地ですよ。除雪も市のほうでやっているところですよ。その辺は、検討されたことはないのですかということを聞いているのですけれども。

生活人権室長 有料の駐車場にする以上は日々管理していかなければなりませんけれども、その辺の管理の手間がかかるといいますか、その辺がクリアしなければ有料駐車場にできないと思っておりますので、まだその辺は検討はしていません。

上村 正朗 今令和6年度から令和8年度まで財政再建の取組の期間だと思いますけれども、政策監にお聞きしたいのですけれども、例えばそういう検討、管理の経費と入ってくる経費、どのくらいあるかというのは確かにあると思うのですけれども、そういう検討は何かするべきではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

政 策 監 ちょっと私自身平林駅前の駐車場が毎日15台、20台止められていて、活用されているところについて今初めて承知をいたしましたので、当然財政健全化集中取組期間でございますので、そういった点も含めて検討してまいりたいと思っております。

上村 正朗 よろしく申し上げます。

第15款 国庫支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第16款 県支出金

(質 疑)

上村 正朗 40ページの上のほうの土木費県補助金で藪刈り払い等地域環境整備支援金、これ熊の関係だとおっしゃいましたけれども、有害鳥獣の関係でしょうか、歳出のほうで聞けばよかったのかなと思いますけれども、農林水産課あたりとの調整というか、有害鳥獣でそもそも何で環境課で持っているのかなというのがあるのですけれども、農林水産課との調整の現況なんかはどういうふうになっていますか。

生活環境室長 令和5年の決算でございますので、今藪払い、門前川のほうをやらせていただいています、その交付金をいただいていると。ただ、今現状といたしましては、農林水産課、あと我々環境課、あとは総務課と、熊、あとは有害鳥獣の業務の分担というのを始めておりまして、基本的には農林水産課のほうでやるということで今調整しております。それを今度支所のほうにも周知と徹底ということで、この9月20日に支所との調整会議を開く予定にしておるところでございます。

上村 正朗 では、確認ですけれども、これについては令和5年度の決算ですから、環境課で出ていますけれども、令和6年度、これ以降については農林のほうでというふうと考えていらっしゃるということですか。

生活環境室長 これは県の交付金でございますし、県と、あと財政当局との相談になりますけれども、予算編成に向けて相談していきたいというふうと考えてございます。

第21款 諸収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第2款 総務費

(説 明)

市民 課長 それでは、よろしくお願いします。75ページ、76ページを御覧ください。2款1項9目交通安全対策費の備考欄1、交通安全対策一般経費は交通安全専門指導員に係る人件費及び交通安全指導員に係る経費、そして業務委託のほか、交通安全啓発等に係る経費でございます。それと、昨年10月から実施しました高齢者運転免許証自主返納奨励金の申請件数ですが、昨年度10月から3月末までで182件でございました。続けて、77ページ、78ページを御覧ください。引き続き備考欄2、交通安全対策施設管理経費は、交通安全用のカーブミラーの購入及びカーブミラーの新設、建て替え、撤去に係る経費でございます。備考欄3、交通安全対策費職員人件費は、生活人権室の交通安全対策業務を担当する職員の人件費などでございます。2款1項11目防犯対策費の備考欄1、防犯対策経費は、防犯灯の電気料、建て替え、移設等に係る工事費及び灯部の修理などに係る経費でございます。備考欄2、空き家等管理不全防止対策経費です。空き家等管理不全防止対策経費は、空き家等対策協議会委員報酬及び第2期空家等対策計画策定に係る経費でございます。続けて、79ペ

ージ、80ページを御覧ください。上から7番目、返還金は空き家対策支援補助金の精算に伴う返還金、今回発生したので、昨年支払いさせていただきました。備考欄3、空き家等管理不全防止対策経費、繰越明許分は、こちらのほうについては、先ほども歳入のほうでお話ししましたとおり、令和4年度に特定空家として略式代執行を行った物件の除却費について、令和5年度に解体工事が完了したものでございます。2款1項13目地域活性化推進費の備考欄1、交流・定住促進事業経費は移住定住促進事業に係る経費で、むらかみ学生応援便、空き家バンク移住応援補助事業、移住・就業支援事業、移住希望者現地視察交通費補助事業などの経費でございます。備考欄2、結婚新生活支援事業経費は、結婚に伴う新生活を支援するため、新婚世帯の住宅の取得、リフォーム、賃貸または引っ越し費用の補助に係る経費でございます。備考欄3、協働のまちづくり推進事業経費は、集落支援員の人件費、活動費、まちづくり組織に対する交付金等に係る経費でございます。81ページ、82ページを御覧ください。備考欄の上から6項目め、家屋調査業務委託料及び13項目め、工事請負費につきましては、先ほど歳入でもありましたが、北中生活改善センターの解体に係る設計委託料及び解体工事費でございます。備考欄4、集会施設整備事業経費は集会施設の整備補助で、14地区への交付金でございます。備考欄5、地域コミュニティセンター施設管理経費は、岩船、瀬波、上海府各コミュニティセンターの施設運営等に係る経費です。また、令和5年度は岩船コミュニティセンターの耐震診断を実施しまして、耐震強度に問題がなかったことが確認されております。備考欄6、地域おこし推進事業経費は、地域おこし協力隊員の人件費及び活動費でございます。83ページ、84ページを御覧ください。上から備考欄7、8.3大雨災害集落施設整備事業経費は、令和4年度の災害で被災した坂町駅前区の集会施設の整備に係る補助金でございます。

税務 課長

同じページの下段になります。2款2項1目税務総務費の備考欄の2、税務総務費経費につきましては、会計年度任用職員に係る人件費や公用車のリース料、それから団体等の負担金、会費などでありまして、例年とほぼ同様の内容となっております。次のページの85ページ、86ページを御覧ください。備考欄の3、税務総務費職員人件費につきましては、税務担当職員、本庁、支所合わせまして30人分の人件費となっております。その下の2目賦課徴収費の備考欄1、賦課徴収経費ですが、これは市税の賦課及び徴収に係る経費となりますが、前年度比で4,677万1,443円の減となっております。減額となった主な要因といたしましては、1つは固定資産に係る標準宅地鑑定評価業務委託につきまして、令和4年度に実施しておりますが、令和5年度には実施しなかったことによるもので、2,563万1,892円の減となっております。こちらにつきましては、令和6年度の固定資産税の評価替えに向けた作業でありまして、評価替えの前々年度に鑑定評価を行うこととなっておりますので、令和5年度については行わなかったということでもあります。もう一つは過誤納還付金ですが、令和3年度に判明いたしました相続登記未了の資産に係る固定資産税の納税義務者誤りに係る過誤納還付金、それから還付加算金、過誤納補填金が減ったことによるもので、合わせて2,844万296円の減となっております。徴税費は以上であります。

市民 課長

同じページの下段になります。2款3項1目戸籍住民基本台帳費の備考欄1、戸籍住民基本台帳経費は、市民年金室会計年度任用職員の人件費及びコンビニ交付委託手数料など、戸籍住民基本台帳業務に係る経費でございます。続きまして、87、88ペ

ージを御覧ください。備考欄 2、パスポート事務経費は、パスポート申請及び交付事務に係る経費でございます。備考欄 3、マイナンバーカード交付事務経費は、マイナンバーカード申請、交付及びマイナポイント申込支援業務に係る会計年度任用職員の経費と業務委託経費などでございます。備考欄 4、戸籍住民基本台帳費職員人件費は、市民年金室職員等の人件費などでございます。

第 3 款 民生費

(説 明)

市民 課長

続けて、ちょっと飛びますが、99ページ、100ページを御覧ください。中段ちょっと下になりますが、3 款 1 項 1 目社会福祉総務費の備考欄23、人権・同和対策費は、人権及び男女共同参画関係の啓発活動に係る経費でございます。続いて、またちょっと飛びますが、105ページ、106ページを御覧ください。下段になります。3 款 1 項 5 目国民年金事務費、備考欄 1、国民年金事務経費は、市民年金室の会計年度任用職員の人件費と市報の掲載等に係る経費でございます。備考欄 2、国民年金事務費職員人件費は、市民年金室の国民年金担当者の人件費でございます。

第 4 款 衛生費

(説 明)

環境 課長

続きまして、127、128ページを御覧ください。4 款 1 項 3 目環境衛生費です。事業ごとに備考欄の主なものを御説明いたします。備考欄 1、環境衛生総務一般経費の12行目、伐採業務委託料は市営墓地の支障木伐採の委託料です。備考欄 2、排水路清掃等経費の 3 行目、施設維持保全業務委託料は、下渡地内と金屋地内の仮置場から新潟市内の最終処分場までの土砂運搬、それと所管する排水路清掃等の委託料です。備考欄 3、畜犬登録等経費は犬の登録や狂犬病予防接種に要した経費です。備考欄 4、新エネルギー推進事業経費の 2 行目、修繕料は朝日みどりの里に設置している E V 充電器の修繕料です。3 行目、各種計画策定業務等委託料は、ゼロカーボンシティーを見据えた再エネ導入と脱炭素の目標や、それを実現するための計画策定の委託料です。6 行目、住宅用太陽光発電システム設置費補助金は14件分の補助金です。7 行目、木質バイオマスストーブ設置費補助金は11件分の補助金です。備考欄 5、個別浄化槽経費の 1 行目、合併処理浄化槽維持管理費助成金は、各お宅に維持管理費の助成とブローア修理、交換費の助成です。備考欄 6、環境衛生費職員人件費は職員10人分の人件費です。4 目火葬場運営費です。備考欄 1、火葬場運営経費の 1 行目、指定管理料は村上火葬場無相院、荒川火葬場普照園、山北火葬場、3 施設の指定管理料です。次のページを御覧ください。1 行目の借地料は、村上火葬場無相院と山北火葬場の借地料です。2 行目の工事請負費は、各火葬場の火葬炉補修の工事費です。6 目公害対策費です。備考欄 1、公害対策一般経費の 2 行目、自動車騒音常時監視業務委託料は、騒音規制法第18条に基づく調査となり、令和 5 年度は国道345号沿線の瀬波上町及び緑町 3 丁目地内 2 か所を実施してございます。3 行目、水質検査委託料は水質汚濁の防止を図るため、公共用水域34か所、地下水 29か所の水質検査に係る委託料です。4 行目、臭気測定検査委託料は、朝日地区 8 か所、村上地区 2 か所、神林地区 3 か所、荒川地区 3 か所の計16か所の畜産施設周辺で実施している臭気測定の委託料です。続きまして、2 項 1 目清掃総務費です。131、132ページを御覧ください。備考欄 1、不法投棄対策経費は、不法投棄防止看板購入

や不法投棄対策に係る経費です。備考欄 2、清掃総務一般経費は団体への負担金が主な経費です。備考欄 3、清掃総務費職員人件費は職員 5 人分の人件費です。2 目塵芥処理費です。備考欄 1、ごみ清掃対策経費の 1 行目、消耗品費はごみ指定袋の購入費です。4 行目、ごみ袋等取扱手数料はごみ指定袋販売の手数料です。6 行目、ごみ・危険物等収集処理委託料は可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの収集に係る市内 7 事業者への委託料となります。7 行目、ごみ指定袋等配達・保管業務委託料は、ごみ指定袋の配達と保管に係る委託料です。8 行目、リサイクル処理委託料はガラス瓶、プラスチック製容器包装、古着や古布等の資源ごみのリサイクル処理に係る経費です。11 行目、工事請負費はグリーンパークあらかわの災害ごみ置場として使用した駐車場の区画線の復旧工事です。備考欄 2、ごみ処理場運営経費の 3 行目、ごみ・危険物等収集処理委託料は、廃乾電池、テレビ、冷蔵庫、洗濯機等の運搬、処分に係る委託料です。5 行目、ごみ処理場運営業務委託料は、ごみ処理場の運営を委託している村上環境テクノロジー株式会社への委託料です。6 行目、運営モニタリング業務委託料は、ごみ処理場の運営が適切に行われているか監視、評価する委託料です。7 行目、固化灰運搬埋立業務委託料は、焼却灰のうち飛灰を固化化したものを荒沢最終処分場に運搬し、埋設する委託料です。8 行目、焼却灰資源化業務委託料は、焼却灰のうち一部主灰を埼玉県内の事業者へ委託し、れんがや点字ブロック等の原料として再資源化しているものです。9 行目、焼却灰最終処分業務委託料は荒沢最終処分場の延命化のため、焼却灰のうち一部主灰を山形県村山市内の最終処分場へ運搬、処分しているものです。10 行目、水質検査委託料は檜原地内の井戸の水質検査とダイオキシン類の検査を 8 か所で年 1 回ずつ実施しているものです。11 行目、システム改修等業務委託料は、ごみ処理場の計量器データ処理装置機器改造の委託料です。備考欄 3、最終処分場運営経費の 2 行目、消耗品費は水処理に必要な炭酸ソーダ等の薬剤購入費が主なものとなっております。5 行目、修繕料は、荒沢最終処分場と荒川郷最終処分場のポンプ、攪拌機等の修繕やショベルローダーの整備等に係る費用です。8 行目、廃棄物収集・運搬手数料は、荒沢最終処分場から排出される脱水汚泥と板屋越埋立地からの浸出水の運搬に係る委託料です。10 行目、施設維持保全業務委託料は、集落等に委託している草刈りなどの委託料です。11 行目、設備保守点検業務委託料は消防設備、自家用電気工作物、調整槽、浄化槽等の保守点検業務委託料です。次のページを御覧ください。1 行目、施設管理業務委託料は、荒沢最終処分場と荒川郷最終処分場の水処理施設運転業務等に係る委託料です。2 行目、水質検査委託料は、荒沢最終処分場、荒川郷最終処分場と板屋越埋立地の放流水や地下水の水質検査の委託料です。3 行目、公用車リース料は、荒沢最終処分場で使用する油圧ショベルのリース料です。4 行目、工事請負費は、荒沢最終処分場の遮光マット張り替え等の工事費です。備考欄 4、最終処分場運営経費、繰越明許分は荒川郷最終処分場閉鎖工事及び施工管理に要した経費です。備考欄 5、8.3 大雨災害最終処分場運営経費、事故繰越し分は赤田川取水設備送水管復旧の工事費です。備考欄 6、旧ごみ処理場解体事業経費、繰越明許分は旧ごみ処理場残渣撤去工事及び施工管理の経費でございます。備考欄 7、8.3 大雨災害災害廃棄物等処理事業経費、繰越明許分は、瓦礫等の災害廃棄物処理と被災した倉庫 1 棟を解体した経費です。3 目し尿処理費です。備考欄 1、し尿収集経費の 8 行目、し尿収集委託料は、し尿収集 4 事業者への委託料となります。備考欄 2、し尿処理施設管理運営経費の 3 行目、設備保守点検業務委託料はし尿処理場の受入水槽等の清掃

に係る委託料です。4行目、ごみ・危険物等収集処理委託料は、し尿処理場の受入水槽等の清掃により発生した残渣や汚泥の運搬処分に係る委託料です。5行目、指定管理料は、村上市環境公社有限責任事業組合への指定管理料です。8行目、工事請負費はし尿処理場の修繕に要した経費です。備考欄3、し尿処理施設管理運営経費、事故繰越し分は、し尿処理場の循環ポンプインバーター更新の工事費です。

第8款 土木費

(説明)

環境 課長 続きまして、175、176ページを御覧ください。8款6項3目公園費です。備考欄1、都市公園維持管理経費です。内容といたしましては、村上地域内の公園31か所と公衆トイレ4か所の維持管理経費となります。経費の大きいものとしたしましては、8行目、施設維持保全業務委託料で、除草作業やトイレ清掃等の委託料となります。以上でございます。

分科会長（鈴木一之君）休憩を宣する。

（午前11時50分）

分科会長（鈴木一之君）再開を宣する。

（午後 1時00分）

歳出

第2款 総務費

(質疑)

渡辺 昌 78ページ、備考の2番の交通安全対策施設管理経費、これカーブミラーだと思うのですが、実際設置した件数教えてください。

生活人権室長 昨年の工事費の内訳ですけれども、新設が2、撤去が6、建て替えが3、修繕が1となっております。

渡辺 昌 撤去というのは、どういう感じなのでしょう。

生活人権室長 所有者の方から、土地の再利用とかで撤去してくださいとか、そういったケースがあります。

渡辺 昌 以前は集落からの要望でカーブミラーの設置をお願いしたいというのは、設置とか、あとは既存のものが傷んできたので直してくれというのは結構あったのですが、今はこの件数見ると、そんなに集落からの要望って少ないのでしょうか。

市民 課長 集落からの要望はやはり結構あります。ただ、ちょっとこちらのほうでやはり間に合っていないというのが現状です。

渡辺 昌 それは予算の関係でしょうか。

市民 課長 予算の関係もございます。

大滝 国吉 課長、集落の要望に間に合っていないのですが、最終的にはその集落の要望はかなっているのですか。

市民 課長 大変申し訳ないのですが、今のところまだ希望のほうはかなっていません。

大滝 国吉 いやいや、予算があって、1年にやれるのは、それは限られているけれども、例えばそれが何年かするあたりには、集落から要望来たやつは順繰り、順繰りかなっていくようには計画は持っているのですかということ。

市民 課長 要望来た順にというか、緊急のはありますが、基本的に要望来たものについて、順次予算の範囲内で交換とか、修繕のほうをさせてもらっております。

長谷川 孝 82ページの集会施設整備事業経費でちょっとお聞きしたいのですけれども、この集会施設というのは公民館のことと理解していいのですか。

市民 課長 各地区の集会所等になります。

長谷川 孝 歳入で地縁団体の申請交付金というのが出ていたので、地縁団体というのの項目ないので、ここで聞きたいのですけれども、今各地区にある町内の公民館とか、集落の公民館の中で地縁団体になっているのは何件分かかりますか。

市民 課長 すみません。今手持ちの資料がないので、後ほどちょっと確認させていただいてよろしいでしょうか。

長谷川 孝 それが分からなければ、ちょっとあれなのですけれども、ではこの例えば集会施設整備事業補助金というのは、地縁団体になっていなくても補助金はもらえるというふうに理解していいのですか。

市民 課長 地縁団体であるという縛りはございません。

長谷川 孝 後でちょっと地縁団体のことを、何件今地縁団体になっているかを教えてもらいたいのは、うちの町内にも今地縁団体に申請、登記しなければ駄目だというふうに思っているのですけれども、実は公民館が2つありまして、60人世帯ぐらいの町内なのだけれども、公民館2つありまして、それ両方とも地縁団体にするにはやっぱり登記ですごくお金かかるのですけれども、そのために事務所とか通さないで、自分たちでやろうということになっているのですけれども、ちょっと後で地縁団体のあれを教えてもらいたいと思います。それから、88ページのマイナンバーカード交付事務経費についてちょっとお聞きしたいのですが、マイナンバーカードの、今任意なのだろうけれども、交付している枚数というのは何枚になりますか。

市民 課長 8月末の村上市の住民の保有枚数ということでお答えさせていただきます。4万2,944枚になります。

長谷川 孝 これは、では保有率というのは何%ぐらい。

市民 課長 78.4%になります。

長谷川 孝 これ所管違うから分らんか、健康保険にひもづけしているのの割合とか分かりませんか。

市民 課長 大変申し訳ありません。市民課では、ちょっとそちらの数字のほうは分かりません。

長谷川 孝 それで、一番最後から2番目のマイナポイント申込支援業務委託料というのは、これは例えば21.6%か、まだ保有していない人に対しての販促というのではないのだろうけれども、そういう申込みをするための支援のためにこの金額、1,360万円というのがあるというふうに理解していいのですか。

市民 課長 こちらのほうのマイナポイント申込支援業務委託は、昨年2月末までにマイナンバーカードを作成というか、申込みして、つくられた方について、昨年の9月までのマイナポイントの申請ございました。その申請に関して、職員だけではちょっと今対応できないので、業者委託としてさせてもらったときの委託料になります。

川村 敏晴 80ページの移住希望者の現地視察、補助金1万円というのがちょっと気になったのですが、村上市内に通算十数人の移住者がたしかもういると思うのですけれども、大いに移住者を呼び込もうとしている割には、どんな使い方をするのだろうと思ってお聞きするのですが、現地というのは例えば東京圏内から村上市に来て、担当の所管の課で、どここの家ですよということで見に行ったり多分するのだろうと思

って見ているのが、そのときの交通費、タクシー、公用車に乗せて行ったり云々、そういう経費なのかなと思って、1万円というのがそれ以上かかるようになったら、経費追加で出せるのかどうか、せつかく来てもらうのに、ちょっと寂しいなという気はしたのですけれども、どんな利用をなさっているのかお聞かせ願いたいと思います。

自治振興室長 これにつきましては、本市の移住希望者がこっちの現地のほうに来る場合の交通費の往復の利用額を補助する、補助金としては1人当たり上限1万円ということになっております。これは県の事業で、2分の1県の補助にもなっています。

川村 敏晴 では、一応名目1万円だけれども、これが2人、3人、4人、多ければ、当然それに合わせて予算は持つてこれるという考え方でいいのでしょうか。

自治振興室長 1人当たりでございますので、家族例えば4人で来れば4万円ということになります。

渡辺 昌 78ページの一番下、空き家等管理不全防止対策経費の内訳なのですけれども、午前中の管理不全の空き家に対する適正な管理を求める文書を出しているという話だったのですけれども、ここにいわゆる通信運搬費ですか、郵送料というか、それに載っていないのですけれども、それはここに、別なところに載るのですか。

市民 課長 ここには載っていないですが、村上市の郵便というふうなことで一緒に出させていただいています。

渡辺 昌 例えばどういうお知らせと一緒にのでしょうか、村上市の郵便というのは。

市民 課長 まず、こちらのほうで普通郵便として発送させていただきますので、市の今総務での取りまとめとして一緒に郵送させていただきます。

渡辺 昌 お金のことは分かった。それ適正な管理を求める内容の文書だけを1通で出すということですか。

市民 課長 それぞれ対象者というか、相続人もしくは所有者宛てに出させていただきます。

渡辺 昌 今年の10月からでしたっけ、郵便料大幅に値上げになりますけれども、何かもうちょっと別なものをくっつけて、例えば固定資産税のあれは持っている方のところへみんな行くわけで、所管が違うといえはそれですけれども、かなり郵便料高くなるのですよね。だから、それ1通だけ出すのであれば、もうちょっと何かくっつけて……言っていること分かりますか。そういうことを、アイデア考えてもいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょう。

市民 課長 今委員さんのおっしゃったことは、多分それ1通出すのではなくて、ほかのものと一緒に同封してというふうな意味合いでよろしかったでしょうか。タイミングもありますが、そのタイミングが合わなかったものについて、やはりすぐにでも出さなければならぬものもありますので、そこら辺は場合によってちょっと変わってくるかと思しますので、承知いただければと思います。

渡辺 昌 ちなみに、管理不全な空き家を持っている方についてのお知らせって、何通ぐらい出ているか分かりますか。

自治振興室主査 昨年、おおよそですけれども、300通ほど出しております。

渡辺 昌 市内、市外でいえば、どのくらいの割合になりますか。

自治振興室主査 ちょっと詳しい割合までは調べてはいないのですけれども、おおよそ半分ぐらいかなと思うのですが。

(「市内と市外が」と呼ぶ者あり)

自治振興室主査 はい、半々ぐらいかなと思います。

上村 正朗 二、三点教えてください。80ページの交流・定住促進事業経費で移住支援金、これ2件、200万円と60万円ということだと思うのですが、東京23区在住者または23区への通勤者が本市に移住し、県が定めるマッチング支援対象企業の中小企業に就業した場合等の要件を満たした場合に支援金を支給するというので、結構ハードルがあるみたいなあれですけども、この2件の方が移住して、就職して、この支援金をもらえる過程というか、向こうから相談があったのか、それとも市のほうが積極的に開拓したのか、その辺のことをちょっと教えていただきたいのですけれども。

自治振興室長 2件とも本人からの申請となっています。

上村 正朗 申請というのは、市のホームページか何か見て、向こうから問合せがあったみたいな感じなのでしょうか。

自治振興室長 そのとおりです。

上村 正朗 こちらからホームページ以外にはアプローチする、2件、ホームページ見ておいでになったのが2人いるというのが多いか少ないかはあれですけども、23区の関係者といっても何千万人もいますので、こちらからのアプローチとかというのはなかなか難しい話なのでしょうか。

自治振興室長 これも県のほうとの補助金もあるので、県でもアピールをして市内にというか、県内に来るようにという事業でございますので、県のほうでもかなり広報等はしていると聞いております。

上村 正朗 ふるさと納税の返礼品のところに、そんなのはとくにやっていらっしゃると思うのですけれども、そういうこともやっていらっしゃるのですか。

自治振興室長 ふるさと納税の返礼のときに入れていたかどうかはちょっと定かではないですが、すみません、今後考えたいとは思っています。

上村 正朗 最後ちょっと教えてください。82ページの地域まちづくり交付金の6,000万円の関係なのですけれども、これはまち協さんに対する交付金ということだと思うのですけれども、平成24年度から始めて十数年たっているわけだと思うのですけれども、まず6,000万円払って令和5年度の事業をやったわけですけども、その評価みたいなものは市としてやっていらっしゃるものなのでしょうか。

自治振興室長 NPOの都岐沙羅さんに報告をいただいて、分析しております。

上村 正朗 まちづくり協議会さんの活動は非常に、私も知り合いが役員になっていたりしまして、よく聞いていて、一生懸命やっていたいただいて、非常に大きな成果を上げている活動だなと思うのですけれども、それを前提として、もう十数年たっているわけですから、何か市としての、都岐沙羅パートナーズセンターさんがやっている活動分析レポートというのは、評価は全くないですね。事実だけをレポートしてきて、これに基づいた評価というのが大事なのかなと思うのですけれども、そういう評価というのは単年度ごととか、それとも節目、節目とか、市でやっていらっしゃるのでしょうか。

自治振興室長 このまちづくり交付金についても、もう十数年たってしまっていて、当初このまちづくりができた経緯など、地域の活性化が一応大きな目標となっていたのですが、最近としては地域課題というところにやっぱり着目していかなければいけないのではないかとこのところ、今後このメニューについても、今一律に人口割、行政割、加算ということで分けてはいるのですが、今後ちょっと、数年前から、地域課題に

特化したメニューを手挙げ方式にしたりするのもいかがなものかというところで今検討はしているところでございます。

上村 正朗 この令和5年度版の地域まちづくり組織活動分析レポート、精査したわけではないのですが、見ているとちょっと気になったのは、役員、部会員の人数、年代構成、男女比ということで、特にやっぱり気になったのが男女比なのです。まち協の役員さん、男性がやっているか、女性がやっているかということなのですが、17協議会でしたか、全体で男性が82.3%、女性が17.7%、圧倒的に女性が役員になっていないです。これは令和5年度の数字ですので、今違うかもしれませんが、女性が一人も役員やっていない協議会も令和5年度、2協議会あって、これではやっぱり私は全く、全くというか、問題あるかなと思うのです。それと、テーマ別の主な取組でも、福祉・健康増進で地域の支える活動みたいなことが取り組んでいるところが5.4%、なかなかもうちょっとそうしたところにも取り組んでもらいたいかななんて思っているのですが、あくまでも住民の自主的な取組ではあるわけですが、それは市と住民組織はいろいろディスカッションしながらという面もあると思いますので、こういうレポートとかを参考にして、誰も役員に女性がいない、全体としても2割以下とかというのは、是正を図っていかないと駄目なのかなと思うのですが、その辺できちんとやっぱり評価することが必要なのではないかなと思いますけれども、課長でも、副市長でも、どうでしょうか、その辺は。

副 市 長 おっしゃるとおり、今女性の活躍といいますか、社会進出が叫ばれて久しいわけがありますけれども、村上市も多様性を重んじていくというふうなこともございますので、やはりこういった、特にまちづくり協議会は今副分科会長おっしゃったように、地域の自主性を重んじて今やっていただいている事業でございますので、なおさら女性に活躍していただきたいというふうな思いもございます。今後総合計画の評価なども行うわけでございますので、その辺りも視点にしながら評価していきたいというふうに考えておるところでございます。

上村 正朗 ぜひそうしていただきたいと思います。非常に二十何年、平成何十年度から詳細なレポート出ていますので、それを踏まえてやっぱり評価して、よりよいまちづくり、地域づくりにつなげていっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

鈴木分科会長 私は、ちょうどこの交流・定住移住支援というところで政策監にお伺いさせていただければと思っておるのですが、いろいろな施策の中で、横断的な中で、この問題に対しては率先して行っていていただいております。そして、今各課から上がったものに対しても、そのような対応をさせていただいているのですけれども、現況というか、村上市のよさをより一層皆さんにお伝えするという立場の中から、現在進行中というか、問いかけされているとかという、そういうような件はございませんでしょうか。

政 策 監 委員御提案いただきました保育園の方をお連れした方に一時預かり保育に入っていただく、それで家族が移住体験していただくという事業を始めさせていただきました。ほかにも、今保育園の方だけではなくて、例えば高校生ですとか、そういった方も、高校生でしたら、単身で来ていただいて勉強していただくということもできたりするのかなと思っておりまして、そういったところも今検討しているところでございます。まだ正式に発表できる段階では当然ないのですけれども、県のほうとも具体的にお話をしている段階というところでございまして、こういったところも

積極的に進めてまいりたいと思っております。

鈴木分科会長 全ての村上市のよさをこれからやっぱり皆さん全庁挙げて各課の横断的な立場の中でも政策に生かしていただきながら、首都圏からの人たち、そしてまた全国的な方でより一層この村上市のよさをPRしていただいて、人口減に歯止めがかかるような施策に対してよろしくお願いしたいと思います。お願いいたします。その点を踏まえて、副市長、今後の展望と併せてそのところをお聞かせいただければありがたいなと思っております。

副市長 分科会長の貴重な御意見いただきました。いろいろと都市間交流も村上市といたしましてもやっております。機会あるごとに、やはり例えば東京都内の港区さんですとか、荒川区さん、山北町さんだとか、いろいろと交流のある都市も多数ございますので、折に触れてぜひ移住していただけるようにお声がけ、働きかけを積極的にしていきたいなというふうに考えておるところでございます。ありがとうございます。

渡辺 昌 82ページの備考6番目の地域おこし推進事業経費、地域おこし協力隊についてなのですが、3月の予算審査の中でもあったかとは思うのですが、今現在募集かけているようなところがありますか。

自治振興室長 ただいまDXのほうで1人募集している途中でございます。

渡辺 昌 DXということは、本庁勤務ですね。

自治振興室長 本庁のほうで勤務して、企画戦略のほうで募集しているところです。

渡辺 昌 地域おこし協力隊というと、今DXの関係って違和感というか、ちょっと違うのかなと思います。大きく見れば確かに地域振興の中には入るのでしょうけれども、この地域おこし協力隊、全国の自治体が取り組んでいる中で、だんだんなかなか募集かけても応募なかったり、一応最長で3年間任務期間ありますけれども、そこまでいかない間に辞められる方もいますし、その地域で何やったかよりも、最終的に市内に残ってくれば、それで、表現悪いけれども、万々歳みたいな、そんな感じで捉えられているような面もありますけれども、確かに募集かけても来られないというのは最近の傾向でありますけれども、何かもうちょっと地域おこし協力隊の趣旨というか、最近ですと結局集落支援員がその代わりに地元の方が担っているような、役割分担も曖昧になってきているし、その辺のところを副市長なり政策監、現状をどのように捉えていますでしょうか、教えてください。

政策監 まず、地域おこし協力隊の関係でございますが、今DXの募集をしているというところですが、こちらデジタルディバイドを解消するということで、地域の中に入って、例えば高齢の方とか、スマートフォン使えないような方が今村上市電子申請等DX進めておりますので、そういった方が自然に電子申請スマホでしていただいたりとか、そういった利便性を実感していただくために、そのためのDX関係の募集というところで、地域おこし協力隊の趣旨に私としては沿っている形で募集はしているのかなというふうに認識をしております。あと、集落支援員と地域おこし協力隊との間できちとしたすみ分けが必要なのではないかなという御指摘につきましては、私自身しっかりと実態を把握いたしまして、すみ分けできているのか、できていないのかを含めて確認、検討させていただきたいと思っております。

渡辺 昌 地域おこし協力隊、当初は地域というか、集落単位とか、地区単位でこういう方を入れてほしいみたいな感じで募集かけたと思うのですが、今現在特に地域から協力隊を入れてほしいみたいな要望ってないのでしょうか。

市民 課長 地域おこし協力隊の募集については、今回も山北地区で笹川流れを活用した情報発信等で地域の方の依頼がありました。今回一旦募集はしたのですが、この8月末まででちょっと応募がなかったので、改めて募集要項等を再度見直して、再度募集をかけたいというふうなつもりでおります。

渡辺 昌
市民 課長 地域からそういう、入れてほしいというのはそこ1件だけということですか。今募集をかけているということで、先日まではその1件と、そしてDXです。ただ、もう一つ、この春に山北地区で有害鳥獣の対策ということで募集させていただきまして、7月1日から地域おこし協力隊員、こちらのほうに赴任していただいております。

長谷川 孝 1つお願いします。80ページの空家等対策協議会、第1次空家等対策協議会というのは終わって、ほとんどやってきたことが特定空家の審査みたいなのところがあるのですけれども、その中でたしか住める空き家を有効利用していかなければ駄目みたいな話をしたような記憶があるのですけれども、その後何かいい活用の仕方とかという話とかを協議しておりますか。

政 策 監 第2期村上市空家対策計画の中で空き家等の有効活用というところがございまして、これ私のほうからも御提案もさせていただきながら入れてはいただいたのですが、例えば市が空き家を一定期間市民の方から借り受けて、修繕を行って移住希望者に貸し出す事業について検討するですとか、先ほど私のほうから御答弁差し上げました既存の空き家バンクの中で賃貸物件の取扱いをすることができないかですとか、そういった点について今回記述を追加をさせていただいて、協議会の中で御承認をいただいているという経緯がございます。こういったことを全てできるかどうかは分かりませんが、私としてはしっかりとこの計画の中に位置づけられておりますので、新しい活用策について検討してまいりたいと思っております。

長谷川 孝 もう少し具体的な話をしますと、昨日実は岩船である会議があつて、洋上風力で来年から陸上の作業が始まると。そうすると、事業所の人たちも結構出入りするのではないかと。それで、私ももう15年ぐらいこの洋上風力の調査とかやっていて、最初行った鹿島沖の洋上風力発電のときには、一番始まった当時何があれだかといいますと、やっぱりタクシー会社とホテルがもうかったという話を聞いているのです。そうすると、昨日の話だと、外国人とかも来て、お互いに事業所さんと地元の住民が交流したいというようなことも言っていたので、できれば住める空き家を活用するような方法を、手法を取ってもらえれば一番いいのではないかなというような気がするのです。今さら岩船の港の辺にホテル建てるなんていうことはできないわけだし、どれだけの人たちが寝泊まりするかは分かりませんが、せっかく洋上風力の庁内検討会議というのをつくったのだったら、そういうようなことも議論の一つに加えていただきたいと思うのですけれども、政策監、どうでしょうか。

政 策 監 既存の空き家を、例えば洋上風力で働きにいらっしゃる方々にお貸しするようなことができないかといったような御提案だと思います。まさに先ほどこの計画、第2次空家等対策計画の中にもございますけれども、市が空き家を借り上げて、市からその空き家を貸し出すですとか、またほかにも例えば借主が自費で修繕をして、借主負担型の賃貸住宅というようなやり方もどうもあるようでございます。そういったいろいろな手法を用いて既存の空き家を活用していく手法というのは検討してまいりたいと思っております。また様々な課関係してまいりたいと思っておりますので、連携して対応してまいりたいと思います。

第3款 民生費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第4款 衛生費

(質 疑)

- 川村 敏晴 130ページですが、公害対策のところでは臭気測定、これ毎回出るのですが、測定する場所の、さっきの説明だと16か所ぐらいあったと思うのですが、これは年々改善されて減っていく方向にあるとか、増えているとかという、その辺の流れについてお聞きしたかったのですが、お分かりでしょうか。
- 環境 課長 これは現在ある畜舎の数でございまして、畜舎が減れば減っていきますし、増えれば増えるというか、そういう形です。
- 川村 敏晴 畜舎を建築、設置されると、必ずそこには臭気測定器を設置して調査していくことになるというふうな解釈でいいのでしょうか。
- 環境 課長 臭気測定器ではなくて、そこで人が採取していきまして、それを検査機関に持って行って、国家資格を持っている臭気判定士、その方数名で臭気を測定するという形でございます。
- 川村 敏晴 臭気なんて空気だろうと思ってお聞きしていたのですが、空気を採集して判定するということになりますか。
- 環境 課長 おっしゃるとおりです。
- 川村 敏晴 ここで行政側として、一般質問にもあったのであれですけれども、どの程度の臭気のペーハーというか、出るのか、その事業所に対して、もっと抑えてくれだとか、そういう指導はきちとなされているということで理解していいのでしょうか。
- 環境 課長 臭気の測定結果が出まして、そこで基準を超えていけば、公害防止協定に基づきまして対策を取っていただくべく指導しております。
- 長谷川 孝 今回の臭気の件で、荒川で豚舎で相当影響があるというような話をされていますけれども、実は4年前ぐらいに岩船でも夏場になると非常に息苦しいぐらいの臭いがしたので、何とかしてくれということで、当時の環境課長、中山課長だったと記憶しているのですけれども、私もしつこいぐらいに、県と掛け合って何とかしないと大変なことになるよということで3年がかりでやって、今はもう夏になっても、だしの風が吹いても、全然臭いしません。それはどうしてなのかなというふうに思うのですが、やはりそれなりに豚舎の事業者も協力してくれたのだと思うのですけれども、そういうふうな形で2年、3年たたないと結果的に駄目なのか、それとも荒川はなかなか難しいというところは、例えば頭数が多いからなかなか解決しないのか、その辺というのは今どういう状況にあるのか、ちょっと教えてもらいたいと思います。
- 環境 課長 岩船のほうに臭気が流れていったのは、恐らく神林地区にある畜舎からだと思われますが、相当数廃業してございまして、今は3事業所に減ったと思います。廃業が原因で臭いがしなくなったというふうに捉えてございます。
- 長谷川 孝 3豚舎になって、少なくなったからあれなのかということになれば、例えば荒川の場合には頭数が多いのだから、それなりにミストの量とか、いろいろな形で努力してもらわなければ駄目だと思うのですけれども、やっぱり頭数が多いからなかなか

解決しないというふうに、課長はそういうふうな見解だというふうに理解していいわけですね。

環境 課長 頭数だけではなくて、そのとき、そのときの事業者さんの管理体制ですとか、それが大きく影響していると思います。今荒川の畜舎につきましては、当初朝の4時から夜の8時までミストを散布しておったのですが、その後24時間に散布時間を、24時間体制で散布してございます。また、その後の対策としてミスト量を増やして対策を取っております。ですが、まだやはり臭いは残っているというのが現状ですが、今後についてもほかに対策講じられるように指導していきたいと思っております。

長谷川 孝 それから、もう一つ、132ページのごみのことでちょっとお聞きしますけれども、先日檜原にごみを持っていきましたら、雑紙とか新聞紙とかは国道7号にあるヤマノイさんが今無料で引き取っているの、そっちのほうに持っていったらどうですかって言われて、そっちのほうに持っていたのですけれども、24時間運んでもいいということで、非常に便利に利用しているのですけれども、あれは例えば環境課とか、市とかに相談があって、そういうふうな形にしたのか、それとも民間だから自由にそういうものやっつけていいものなのか、事業所が市民にとっていいことをやっているのだから、別に反対する理由は何もないのですけれども、どういう形で環境課とかが相談とかに当たったのかというのがありましたら教えてください。

生活環境室長 国道7号沿線にあるヤマノイさんの施設というのは、いわゆる一般廃棄物の処理施設には当たらないというふうな扱いになります。有価物ですので、いわゆる昔でいう専ら物と有価物というのは基本的に一般廃棄物に当たらないので、処理業の許可等は必要ないということなので、ヤマノイさんとしては有価の分だけは受けていますよという体制を取っているということですので、御自由にどうぞというのが村上市のスタンスということでございます。

川村 敏晴 同じく132ページなのですが、2のごみ処理施設の中でごみ処理運営費、これエコパークのほうに委託料というような、その下の段なのですが、運営モニタリング業務委託料上がっていますが、これについてはエコパークのごみ処理の運営をチェックするコンサルか何かに委託するのかなと思って見ていたのですが、内容について詳しくお聞きしたいのですが。

生活環境室長 委員おっしゃるとおり、コンサルによって、適正にごみ処理場が運営されているかというモニタリングをしていく委託になります。毎月、毎月、いわゆる毎月というよりもっと細かく、毎週、毎週の搬出量等をコンサルに提出し、あとはいろんな環境測定の結果などもコンサルに報告し、分析していくということと、あと3か月に1回実際コンサルと、あと行政、私どももごみ処理場の現場に行きまして、いわゆるふだん入らないプラントの5階まで入って、全ての機器をチェックするというふうなことをしております、先日も実際モニタリング会議を行ってきたところです。

川村 敏晴 ということは、公害が発生しないようになるとか、健全な焼却業務が円滑になされているとかというふうな部分、経営の中身に対してもチェックするようなモニタリングではないのでしょうか。

生活環境室長 当然適正に処理されているというのはもとより、経営、あとは今20年という運営期間で委託をさせていただいていますが、その後も少しでもやっぱり長く使っていきたいというのがありますので、そこも含めて適正に長くいい状態で管理されているかということも事細かく見ていただいているということでございます。

渡辺 昌 今のごみ処理場運営経費の中なのですからけれども、真ん中辺に焼却灰資源化業務委託料とその下に焼却灰最終処分業務委託料、2つ上がっていますけれども、これは焼却灰、同じものを片方はこうやっています、片方はこうやっていますというのでいいのですよね。

生活環境室長 おっしゃるとおり片方は再資源化をしていますし、片方は埋立てをしているのですが、荒沢でなく、山形のほうに運んでいるということでございます。

渡辺 昌 自分の記憶では、この焼却灰資源化業務委託料って、今の新しい処理場を建てるときにプロポーザルか何かで、アサヒ造船さんだったかな、の提案でリサイクルということで御自分たちで埼玉県寄居町の処分場というか、そういうところを見つけて始まったものだと思うのです。それで、これたしか3月議会のときに、経費がかかってきているので、最終処分を山形でしたっけ、運ぶということになったと思うのですけれども、先ほどの課長の説明だと、下のところを一部最終処分場に持っているってなったのですけれども、この金額見れば、リサイクルが5分の1の状態になっています。今後これはもう最終処分場に運ぶほうがだんだん大きくなっていくことになるのでしょうか。

生活環境室長 委員おっしゃっていただいた日立造船からのごみ処理場運営のときの提案というのは、今寄居町に運んでいる分というのは、ごみ処理場運営経費の委託料の中に含まれている経費でございます。ここに出ている再資源化の委託料というのは、そのほかに村上市独自として再資源化をしている委託料ということで2本立てになっているということでございます。現在のところごみ処理場から出ている分は御提案のとおり量を全量資源化しているということでございますが、当初予算のときにも御説明申し上げたとおり、単価がやはり高くなってございます。これからは単価は上がっていくと思われますので、提案は受けて、それは運営側が全額出しているのではなくて、市も応分の負担をしているということですので、その辺は費用対効果を見極めながら検討していく必要があると考えておるところです。

渡辺 昌 結局荒沢最終処分場の延命化のためということだと思うのですけれども、今の現状、今だと固化灰だけが入っているのでしょうか。

生活環境室長 おっしゃるとおり、荒沢には固化灰だけが入っています。

渡辺 昌 では、今のところ荒沢最終処分場はいつ頃まで使えるような予想というのは立てているのでしょうか。

生活環境室長 昨年も御答弁申し上げましたが、大体20年程度ということで我々としては考えているところです。

山田 勉 先ほど荒川の豚舎の関係で質問していましたがけれども、臭い消えたのは、やめた人が結構いるので、そのために臭いしなくなったということで答弁していましたがけれども、今後荒川のほうは5,000頭ということで、反対に今4,500頭から、あと500頭増やすということを言っておられましたけれども、減るどころか増えるばかりなのですが、何かやっぱり対策はありませんか。

環境 課長 今現在は4,000頭ぐらいに減っておりますが、その前まではたしか6,000頭ぐらいいたような気がします。今後また6,000頭に戻すようですので、そのときはまた臭い対策については十分していただくようというふうには指導しているところですし、また先ほど申し上げましたとおり、ミスト量をかなり増やしておりますので、その辺を見極めていきたいと考えているところです。

山田 勉 やっぱり目に見えるように、実際問題岩船では、神林でやっていたのだけれども、

岩船はすごく臭いしていたけれども、もとは神林でやっていた業者が何件か減った、そのために全然香りしなくなったということで答弁していたわけだから、今の場合は4,000頭から今度6,000頭なんていう今課長から話ありましたが、もうこれ以上となると大変なことになると思いますけれども、それをやっぱり許可せざるを得ないのですか。

環境 課長 許可とか、そういうのはないのです。それを飼えるだけの施設が出来上がってしまったというのが現状でして、その出来上がったものに対して公害防止協定に基づいて対策していくということでございます。

山田 勉 何せ大変でしょうけれども、今、市長も現に現場に行ったというから、担当者はやっぱり現場へ行ったことありますか。

環境 課長 もちろんございます。

山田 勉 それで相当、自分が近くに住まいがあれば、それなりにやっぱり苦情行くのではないですか。私と反対になった場合。

環境 課長 大変失礼な言い方かもしれませんが、公害というのは感覚公害の部分も大変多くございます。私がそこにいたらとなれば、やはり不快な思いをするのは当然かなと思います。

山田 勉 どうかひとつ課長から先頭になって、少しでも皆さん、民間に苦情来ないような方法を大いに指導してあげてください。

環境 課長 できる限り対策を取っていただくよう指導してまいります。

渡辺 昌 128ページの上です。市営墓地について、細かいことなのですが、何点か聞かせてください。小さい点の3番目に市営墓地維持管理謝礼ってなって、1万円なのですけども、これ前こういうのなかったような気がするのですけれども、どういうふうな使われ方しているのでしょうか。

生活環境室長 これにつきましては、羽黒町墓地についてお支払いしている謝礼なのですが、隣に宝光寺というお寺がありまして、結局宝光寺の方が、隣接なので、水道施設を提供していただいたり、いろいろお供え物下げていただいたりとかということで今まで御努力いただいていたのですが、なかなか御負担が多くなってきたということで幾分か協力いただけないかという話を受けまして、令和4年から1万円をお支払いしているということでございます。

渡辺 昌 市営墓地につきましては、今年の7月でしたっけ、パブリックコメントかかっています、その以前にもこの委員会でも市営墓地の件は特に長谷川さんとか、尾形さんとか、いろいろ厳しい御意見出していたので、その成果ということで羽黒町墓地整備されて、来年からですか、区画きちんとして販売というのか、使用が始まるというのは分かりました。それで、今現在きちんとした形で整備されている旧神林村の松喜和霊園と旧山北町の府屋墓地、これについてはもう空きの区画というのはない状況なのでしょうか。

生活環境室長 松喜和についてはございません。府屋については、私今詳細に何個空いているかというのは把握してございませんが、何区画かは空いているという話は山北支所から聞いております。

渡辺 昌 決算書のほうにも墓地関係の収入ってないので、多分使用料とか上がっていないので、新しく求めた方はいないと思うのですけれども、問合せのようなものってあるのでしょうか。

生活環境室長 羽黒町墓地について、1件、羽黒町墓地が運用を開始するまで待っていますという

方がいるというのは私も聞いてはいますけれども、現状はその1件ぐらいということで、今把握しているところです。

渡辺 昌 細かい話なのですけれども、市営墓地のことを調べようと思って、市のホームページで市営墓地で検索したら、出てきたのが市有墓地について、これ更新されたのが2009年となっています。そして、その説明文の中には、市内には何か所か市有墓地があります。使用を希望する場合は本庁または支所へお問い合わせくださいって、素っ気ないというのか、確かに今までの羽黒町墓地とか、岩船の3か所でしたっけ、その募集の状況から、きちんとしたものを載せられない状況だったから、多分2009年の時点ではこういう書き方になったと思うのですけれども、市有墓地と市営墓地の使い分けもよく分からないですけれども、その辺もちょっと検討されて、ちゃんとしたものをホームページに載せていただきたいと思います。これ要望です。よろしくお願いします。

生活環境室長 三田 議長 その辺精査いたしまして、しっかり載せていきたいというふうに考えてございます。132ページの上段の不法投棄について、私毎年発言するのだけれども、以前はパトロール等々でなかなかあれなのだけれども、今は非常に希薄になって、予算ももちろんだし、ところが交通量も増えて、道路も延伸されて、特に高速道路のインター付近、それとアクセスの近所が非常にゴミが多いと感じております。今私どもの集落であれば、農地・水・環境保全整備で子供たち、PTAの方々に缶拾い年2回、それから先般振興局長からお話聞いたところによると国道290号では桃川集落が不法投棄の回収をしているというようなことで、地域ボランティアも相当大きくなっているのだけれども、それこそ交流人口の拡大、観光を目指す等々からしてみると、きれいなところはやっぱり行ってよかったねと言われることが多いですよ。だから、ゆえに不法投棄というのは目に余る状況では、やっぱり村上市ということでは語れないので、その辺で予算処置、予算ないと言われればそれまでだけれども、そういうことでの予算がないというようなことでなくて、しっかりとしたすてきな環境の下でやっていただきたいと思いますけれども、御意見を、これは課長と副市長にお願いしようか。

環境 課長 不法投棄につきましては、本当に減っていかないのが現状でございます。自分たちの集落でもゴミ拾いをするのですけれども、決まったものが決まった分だけ出てくるような形になってございます。また、捨てられるものが市で毎週というか、日々集めているゴミ、あと資源ゴミ、それらのものが捨てられているというのが大半でございまして、その辺についてはさらに市民の方にも周知していきたいと思えますし、今後関係機関とも協力しながら取り組んでいきたいと思えますので、よろしくお願いします。

副 市 長 今議長からのお話いただいて、まず農地・水といいますか、今農地・水と言わないのですけれども、集落でそういった環境美化に取り組んでいただいていること、また桃川集落でもボランティア活動していただいていることに対しまして、その御尽力に対しましてまず敬意を表したいというふうに思っておるところでございます。市といたしましても、今課長申し上げましたとおり、いわゆるPR、これに力を注ぎながら、環境美化、本当にインバウンドというふうな時代の中で、やっぱり訪れていただける方に気持ちよく村上に訪れていただきたいというふうなこともございますので、環境美化、環境整備にはしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。ありがとうございます。

三田 議長 予算もさることながら、啓発と、回収袋だとか、地域でやっぱりそういうものをしていただくというのは非常に、捨てるはいけないという気持ちに、ふだん誰が捨てているかは分からないけれども、捨てるはいけないという気持ちを持ってもらうことも大切なので、啓発と、それから多少回収するための用具だとか、袋だとか、そういうもののことは市で手当てしますよぐらいのことはやっぱり啓発も含めてやったほうがいいと思いますが、積極的にやっていただきたいのですが、これは課長でよろしゅうございますか。

環境 課長 集落、町内から環境美化活動ということで申請いただいた際にはごみの指定袋を配布してございます。どこどこに置いておくからということで、都度回収するようにはして、現在そうしてしておりますので、今後についても、こういう制度があるよというような形でPRしていきたいと考えてございます。

第8款 土木費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

分科会長（鈴木一之君）散会を宣する。

(午後 2時07分)